## 新型コロナウイルスの感染拡大防止のためのタイに入国する渡航者に対する防疫措置

(仏暦2564年3月31日付 CCSA指令(4/2564) 附表) (仮訳)

タイ入国者の別	タイ入国前の措置	タイ到着時・タイ滞在中の措置	タイ出国前 の措置
第1項 タイ入国	1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を 14	1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼	無し
(1)タイ国籍を保持する者	日間以上避ける。	吸器症状の検査及び検温を行う(Entry ・、	
	2. 渡航者自身及び同時に渡航する者の安全のため、王	screening)	
	国に入国する際に使用する以下の書類を用意する。	2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類	
	・入国可能であることを示す証明書(certificate of	を提出する。	
	entry, COE)	3. 隔離中の症状について経過観察を行うため、	
	<ul> <li>・渡航者が隔離を受ける施設が、当局が定めた基準及</li> </ul>	政府が課した追跡システムもしくはアプリケーシ	
	びガイドラインに従っていることを示す証明書	ョンを使用する。	
	3. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼	4. 感染予防担当者が設定した施設において、次	
	吸器症状の検査及び検温を行う(Exit screening)。	の条件の下で隔離を行い、職員の指示に従って行	
		動する。	
		・渡航14日前までに製薬会社が定める回数のワ	
		クチンの接種を終えた者は、出国元の政府が発行	
		する証明書を示し、7日以上の隔離とする。な	
		お、右ワクチンはタイ政府により承認を受けたも	
		の、または世界保健機関(WHO)が承認したも	
		の、ないしタイ保健省が定めるものに限る。	
		・ワクチン接種を受けていない、または製薬会社	
		が定める回数のワクチンの接種を終えていない者	
		は、10日以上の隔離とする。	
		・変異種 (SARS-CoV2 virus mutations and	
		variants)が発見された国や地域からの入国者	
		は、14日以上の隔離とする。	

		5. 次の方針に従い、RT-PCR 法による新型コロナ	
		ウイルスの検査を行う。	
		・7日以上の隔離を行う者は、隔離期間の5日目	
		から6日目に1度行う。	
		・10日以上の隔離を行う者は、隔離期間の3日	
		目から5日目の期間に1度目、9日目から10日	
		目の期間に2度目の検査を行う。	
		・14日以上の隔離を行う者は、隔離期間中に3	
		度の検査を行う。1度目を入国時、2度目を6日	
		目から7日目の期間、3度目を12日目から13日	
		目の期間に行う。	
(2) 首相により規制が免除	1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を14	1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼	・到着国が
された者、もしくは非常事態	日間以上避ける。	吸器症状の検査及び検温を行う(Entry	検査を課し
状況の解決の責任者により定	2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意す	screening).	ている場
められ、許可され、もしくは	る。	2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類	合、RT-PCR
招待された者。この場合、条	・入国可能であることを示す証明書(certificate of	を提出する。	法によって
件および期間が別途定められ	entry, COE)	3. 出入国審査場または宿泊先において、もしく	新型コロナ
る場合がある。	・渡航の 72 時間以内に RT-PCR 検査を行った上で発行	は保健省の定めに従い、RT-PCR 法によって新型	ウイルスの
	された、渡航者が新型コロナウイルスに感染していな	コロナウイルスの検査を行う。	検査を行
	いことを示す医師による証明書 (Medical certificate	4. 医療・公衆衛生関係者によって、事前に設定	う。検査費
	with a laboratory result indicating that COVID -	した渡航計画に沿っているか監視を行う。王国滞	用は渡航者
	19 is not detected)	在中は常に、政府が決定した基準及びガイドライ	または渡航
	3. 行き先が追跡できるよう、王国内における明確な渡	ンに従う必要があり、政府関係者(Liaison	者の所属機
	航計画を用意する。	Officer) と警備員が行動を共にする。	関が負担す
	4. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼	5. 事前に用意された車両による、渡航計画に設	る。
	吸器症状の検査及び検温を行う(Exit screening)。	定されている通りの移動のみ許可される。	
(3)外交使節団、領事団、	1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を14	1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼	・到着国が
国際機関もしくはタイ国内で	日間以上避ける。	吸器症状の検査及び検温を行う(Entry	検査を課し

活動する外国政府ないしは政	2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意す	screening)	ている場
府機関の代表またはその他の	<ol> <li>二百(二)(百)(五(二))(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)</li></ol>	2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類	合、RT-PCR
国際機関に所属する個人でタ	・入国可能であることを示す証明書(certificate of	を提出する。	法によって
イ外務省が必要性に応じて許	entry, COE)	3. 感染予防担当者が設定した施設において、次	新型コロナ
可を与えた者、またこれらの	・渡航の 72 時間以内に RT-PCR 検査を行った上で発行	の条件の下で隔離を行い、職員の指示に従って行	ウイルスの
配偶者、両親、子息。	された、渡航者が新型コロナウイルスに感染していな	動する。	検査を行
	いことを示す医師による証明書 (Medical certificate	<ul> <li>・渡航14日前までに製薬会社が定める回数のワ</li> </ul>	う。検査費
	with a laboratory result indicating that COVID -	クチンの接種を終えた者は、出国元の政府が発行	月は渡航者
	19 is not detected)	する証明書を示し、7日以上の隔離とする。な	または渡航
	・所属機関が医療費の責任を持つことを保証する書	お、右ワクチンはタイ政府により承認を受けたも	者の所属機
	類、もしくは渡航者が王国に滞在する間、新型コロナ	の、または世界保健機関(WHO)が承認したも	関が負担す
	ウイルス感染症を含む医療費に責任を持てることを示	の、ないしタイ保健省が定めるものに限る。	展 ~ 東 二 ) る。
	す証拠となる書類	・ワクチン接種を受けていない、または製薬会社	
	・渡航者が隔離を受ける施設が、当局が定めた基準及	が定める回数のワクチンの接種を終えていない者	
	びガイドラインに従っていることを示す証明書	は、10日以上の隔離とする。	
	3. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼	・変異種 (SARS-CoV2 virus mutations and	
	の器症状の検査及び検温を行う (Exit screening)。	variants) が発見された国や地域からの入国者	
	·汉福加山代·利英直及O·按证它们了(Litt Screening)。	は、14日以上の隔離とする。	
		4. 次の方針に従い、RT-PCR 法による新型コロナ	
		ウイルスの検査を行う。	
		•7日以上の隔離を行う者は、隔離期間の5日目	
		から6日目に1度行う。	
		<ul> <li>・10日以上の隔離を行う者は、隔離期間の3日</li> </ul>	
		目から5日目の期間に1度目、9日目から10日	
		目の期間に2度目の検査を行う。	
		・14日以上の隔離を行う者は、隔離期間中に3	
		度の検査を行う。1度目を入国時、2度目を6日	
		目から7日目の期間、3度目を12日目から13日	
		目の期間に行う。	

(4) 必要な商品の運送業	1. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意す	1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼	無し
者。但し、用務の終了後は速	る。	吸器症状の検査及び検温を行う(Entry	
やかに出国せしめる。	運送車両及び貨物の経由地が明示されており、王国	screening) <sub>o</sub>	
	への入国及び出国の日時、品数、氏名、そして発送国	2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類	
	及びタイ国内における運送業者の連絡先が記載されて	を提出する。	
	いる貨物証明書	3. 車両を駐車することができるのは定められた	
		位置に限る。また、追跡できるよう、当局が定め	
		たシステムまたはアプリケーションを使用する。	
		4. 仏歴 2548 年緊急事態令第9条に基づく決定事	
		項に沿った感染防止措置に従う。	
		5. 運送が終了した時点で速やかに出国する。感	
		染予防担当者が必要であると判断した場合を除	
		き、車両が配達地に向かって出入国審査場を出て	
		7時間を超えてはならない。	
(5) 王国への出入国の期日	1. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意す	1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼	無し
が明確に定まった乗務員及び	る。	吸器症状の検査及び検温を行う(Entry	
運行従事者。	・王国への入国及び出国の日時、職務に従い入国する	$screening)_{\circ}$	
(5.1)陸・海・空路の出	必要性が記載された、運行従事者もしくは乗務員であ	2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類	
入国管理地点において、王国	ることを証明する書類	を提出する。	
を出入国する必要がある乗務	<ul> <li>・渡航者が王国に滞在する間、新型コロナウイルス感</li> </ul>	3. 隔離中の症状について経過観察を行うため、	
員及び運行従事者。これにつ	染症の治療費をカバーできる上限金額 10 万ドル以上の	追跡システムもしくはアプリケーションを使用す	
き、空路の場合は、タイ王国	保険もしくはその他の証明	る。	
内に拠点を有しない場合に限	<ul> <li>・渡航者が隔離を受ける施設が、当局が定めた基準及</li> </ul>	4. 王国滞在中、渡航者は感染予防担当者が設定	
る。	びガイドラインに従っていることを示す証明書	した施設において隔離を行う。なお、その施設	
	2. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼	は、政府が設定する基準及びガイドラインに沿う	
	吸器症状の検査及び検温を行う (Exit screening)。	ものとする。	
		5. 渡航者が48時間以上王国内に滞在する場合、	
		以下の規則にしたがって、PT-PCR 法によって新	

		型コロナウイルスの検査を行う。	
		<ul> <li>・渡航者が王国内の滞在が7日を超えない場合</li> </ul>	
		は、隔離期間の3日目から5日目の期間もしくは	
		保健省の定めに従い、PT-PCR 法による新型コロ	
		ナウイルスの検査を1回行う。	
		・渡航者が7日間以上王国内に滞在する場合は、	
		隔離期間の3日目から5日目の期間に1度目、9	
		日目から10日目の期間に2度目の検査を行う。	
(5.2) 乗務員及び運行従	(割愛)	(割愛)	(割愛)
事者が、空路の出入国地点に			
おいて王国を出入国しなけれ			
ばならない場合。ただし、タ			
イ国内に拠点がある場合に限			
る。			
<ul><li>(5.3) 乗務員及び運行従</li></ul>	(割愛)	(割愛)	(割愛)
事者が、海路の出入国地点に			
おいて、王国を出入国しなけ			
ればならない場合。ただし、			
タイ国籍船に限る。例えば、			
沿岸航行船舶(Near Coastal			
Voyage)や類似の船舶、ある			
いは運輸省(港湾局)が定め			
た船舶。			
(6)タイ国籍を保持しない	1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を14	1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼	無し
者で、タイ国籍を有する者の	日間以上避ける。	吸器症状の確認及び検温を行う(Entry	
配偶者、両親もしくは子女。	2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する	screening)	
(7)外国籍者で、有効な王	・入国可能であることを示す証明書(certificate of	2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類	
国の居住証明書もしくは王国	entry, COE)	を提出する	

者。 された、渡航者が新生	に RT-PCR 検査を行った上で発行 リコロナウイルスに感染していな	<ol> <li>隔離中の症状について経過観察を行うため、</li> <li>タイ当局が定める追跡システムもしくはアプリケ</li> </ol>	
	リコロナウイルスに感染していな	タイツ目が定めて追跡シフテルオーノけアプリケ	
いことを示す医師によ		クイヨ间が足のる垣跡システムもしてはアプリク	
	こる証明書(Medical certificate	ーションを使用する	
with a laboratory re	esult indicating that COVID -	4. 感染予防担当者が設定した施設において、次	
19 is not detected)		の条件の下で隔離を行い、職員の指示に従って行	
・渡航者が王国に滞在	Eする間、新型コロナウイルス感	動する。	
染症の治療費をカバー	-できる上限金額 10 万 US ドル以	・渡航14日前までに製薬会社が定める回数のワ	
上の保険証書		クチンの接種を終えた者は、出国元の政府が発行	
・渡航者が隔離を行う	)施設が政府の定める基準やガイ	する証明書を示し、7日以上の隔離とする。な	
ドラインに沿っている	うことを示す証拠	お、右ワクチンはタイ政府により承認を受けたも	
3. 渡航前、出発国の	出入国審査場において渡航者の呼	の、または世界保健機関(WHO)が承認したも	
吸器症状の確認及び検	減温を行う(Exit screening)。	の、ないしタイ保健省が定めるものに限る。	
		・ワクチン接種を受けていない、または製薬会社	
		が定める回数のワクチンの接種を終えていない者	
		は、10日以上の隔離とする。	
		・変異種(SARS-CoV2 virus mutations and	
		variants)が発見された国や地域からの入国者	
		は、14日以上の隔離とする。	
		5. 次の方針に従い、RT-PCR 法による新型コロナ	
		ウイルスの検査を行う。	
		・7日以上の隔離を行う者は、隔離期間の5日目	
		から6日目に1度行う。	
		・10日以上の隔離を行う者は、隔離期間の3日	
		目から5日目の期間に1度目、9日目から10日	
		目の期間に2度目の検査を行う。	
		・14 日以上の隔離を行う者は、隔離期間中に 3	
		度の検査を行う。1度目を入国時、2度目を6日	
		目から7日目の期間、3度目を12日目から13日	
		目の期間に行う。	

(8)タイ国籍を保持しない	1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を14	1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼	無し
者で、有効な労働許可を保持	日間以上避ける。	吸器症状の確認及び検温を行う(Entry	
している、または法令によっ	2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する	screening)	
て王国での労働が許可されて	・入国可能であることを示す証明書(certificate of	2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類	
いる者、またこれらの配偶者	entry, COE)	を提出する	
や子女。または、雇用主もし	・渡航の 72 時間以内に RT-PCR 検査を行った上で発行	3. 隔離中の症状について経過観察を行うため、	
くは当局から外国人労働者を	された、渡航者が新型コロナウイルスに感染していな	タイ当局が定める追跡システムもしくはアプリケ	
王国内で勤務させる許可を得	いことを示す医師による証明書 (Medical certificate	ーションを使用する	
た者により王国に一時滞在し	with a laboratory result indicating that COVID -	4. 感染予防担当者が設定した施設において、次	
労働を行う外国人労働者。	19 is not detected)	の条件の下で隔離を行い、職員の指示に従って行	
(8.1)タイ国籍を保持し	<ul> <li>・渡航者が王国に滞在する間、新型コロナウイルス感</li> </ul>	動する。	
ない者で、有効な労働許可を	染症の治療費をカバーできる上限金額 10 万 US ドル以	・渡航14日前までに製薬会社が定める回数のワ	
保持している、または法令に	上の保険証書	クチンの接種を終えた者は、出国元の政府が発行	
よって王国での労働が許可さ	・渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイ	する証明書を示し、7日以上の隔離とする。な	
れている者、またこれらの配	ドラインに沿っていることを示す証拠	お、右ワクチンはタイ政府により承認を受けたも	
偶者や子女。	3. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼	の、または世界保健機関(WHO)が承認したも	
	吸器症状の確認及び検温を行う(Exit screening)。	の、ないしタイ保健省が定めるものに限る。	
		・ワクチン接種を受けていない、または製薬会社	
		が定める回数のワクチンの接種を終えていない者	
		は、10日以上の隔離とする。	
		・変異種(SARS-CoV2 virus mutations and	
		variants)が発見された国や地域からの入国者	
		は、14日以上の隔離とする。	
		5. 次の方針に従い、RT-PCR 法による新型コロナ	
		ウイルスの検査を行う。	
		・7日以上の隔離を行う者は、隔離期間の5日目	
		から6日目に1度行う。	
		・10日以上の隔離を行う者は、隔離期間の3日	
		目から5日目の期間に1度目、9日目から10日	
here and the second	•	-	•

	度の検査を行う。1度目を入国時、2度目を6日	
	目から7日目の期間、3度目を12日目から13日	
	目の期間に行う。	
1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を 14	1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼	無し
日間以上避ける。	吸器症状の確認及び検温を行う(Entry	
2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意す	screening).	
る。	2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類	
・労働省からの認証をうけた、渡航者を受け入れる雇	を提出する。	
用主または外国人労働者を王国内で勤務させる許可を	3. 出入国審査場から隔離施設までの移動は、雇	
得た者がいることを証明する書類	用主または外国人労働者を王国内で勤務させる許	
・渡航者の王国滞在中、雇用主または外国人労働者を	可を得た者の乗り物を使用し、他のいかなる場所	
王国内で勤務させる許可を得た者が、新型コロナウイ	にも立ち寄ってはならない。労働省が承認した計	
ルスを含む健康管理・治療に関する費用を全て負担す	画書の経路に従って移動し、乗り物は常に録画が	
ること証明する書類	できなければならない。	
・雇用主または外国人労働者を王国内で勤務させる許	4. 隔離中の症状について経過観察を行うため、	
可を得た者が、規定の時間に出入国地点から隔離施設	タイ当局が定める追跡システムもしくはアプリケ	
までの移動手段があることを示す書類	ーションを使用する。	
<ul> <li>・渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイ</li> </ul>	5. 感染予防担当者が設定した施設において、次	
ドラインに沿っていることを示す証拠	の条件の下で隔離を行い、職員の指示に従って行	
3. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼	動する。	
吸器症状の確認及び検温を行う(Exit screening)。	・渡航14日前までに製薬会社が定める回数のワ	
	クチンの接種を終えた者は、出国元の政府が発行	
	する証明書を示し、7日以上の隔離とする。な	
	お、右ワクチンはタイ政府により承認を受けたも	
	の、または世界保健機関(WHO)が承認したも	
	の、ないしタイ保健省が定めるものに限る。	
	日間以上避ける。 2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意す る。 ・労働省からの認証をうけた、渡航者を受け入れる雇 用主または外国人労働者を王国内で勤務させる許可を 得た者がいることを証明する書類 ・渡航者の王国滞在中、雇用主または外国人労働者を 王国内で勤務させる許可を得た者が、新型コロナウイ ルスを含む健康管理・治療に関する費用を全て負担す ること証明する書類 ・雇用主または外国人労働者を王国内で勤務させる許 可を得た者が、規定の時間に出入国地点から隔離施設 までの移動手段があることを示す書類 ・渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイ ドラインに沿っていることを示す証拠 3. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼	目から7日目の期間、3度目を12日目から13日 目の期間に行う。1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を14 日間以上避ける。1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼 吸器症状の確認及び検温を行う(Entry screening)。2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意す る。2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類 を提出する。・労働省からの認証をうけた、渡航者を受け入れる雇 用主または外国人労働者を王国内で勤務させる許可を 得た者がいることを証明する書類 ・渡航者の王国滞在中、雇用主または外国人労働者を 王国内で勤務させる許可を得た者が、新型コロナウイ ルスを含む健康管理・治療に関する費用を全て負担す ること証明する書類 ・雇用主または外国人労働者を王国内で勤務させる許 可を得た者が、規定の時間に出入国地点から隔離施設 さこと証明する書類 ・渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイ ドラインに沿っていることを示す書類 ・渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼 吸器症状の確認及び検温を行う(Exit screening)。3. 感染予防担当者が設定した施設において、次 の条件の下で隔離を行い、職員の指示に従って行 動する。 ・渡航14日前までに製薬会社が定める回数のワ クチンの接種を終えた者は、出国元の政府が発行 する証明書を示し、7日以上の隔離とする。な お、右ワクチンはタイ政府により承認を受けたも の、または世界保健機関(WHO)が承認したも

		コトイン技任さびリーントン・トレン制本人が	1
		・ワクチン接種を受けていない、または製薬会社	
		が定める回数のワクチンの接種を終えていない者	
		は、10日以上の隔離とする。	
		・変異種(SARS-CoV2 virus mutations and	
		variants)が発見された国や地域からの入国者	
		は、14日以上の隔離とする。	
		6. 次の方針に従い、RT-PCR 法による新型コロナ	
		ウイルスの検査を行う。	
		・7日以上の隔離を行う者は、隔離期間中に2度	
		の検査を行う。1度目を入国時、2度目を隔離期	
		間の5日目から6日目の期間に行う。72時間以	
		内に発行された、渡航者が RT-PCR 法による新型	
		コロナウイルスの検査により感染していないこと	
		を示す証明書がある場合は、5日目から6日目ま	
		での間に1度の検査を行う。	
		・14日以上の隔離を行う者は、隔離期間中に3	
		度の検査を行う。1度目を入国時、2度目を6日	
		目から7日目の期間、3度目を12日目から13日	
		目の期間に行う。	
(9)タイ当局から認定され	1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を14	1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼	・到着国が
ているタイ国内の教育機関に	日間以上避ける。	吸器症状の確認及び検温を行う(Entry	検査を課し
通学する、タイ国籍を保持し	2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意す	screening)。	ている場
ない生徒および学生、またこ	る。	2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類	合、RT-PCR
れらの両親もしくは保護者。	・入国可能であることを示す証明書(certificate of	を提出する。	検査によっ
但し、私立学校に関する法律	entry, COE)	3. 入国審査場から隔離施設までの移動は、所属	て新型コロ
に基づく非公式学校、もしく	・渡航の 72 時間以内に RT-PCR 検査を行った上で発行	する教育機関が準備する車両を用いる。移動に際	ナウイルス
は同様な形態の私立の教育機	された、渡航者が新型コロナウイルスに感染していな	しては事前計画通りの経路を通り、いかなる場所	の検査を行
関を除く。	いことを示す医師による証明書 (Medical certificate	にも立ち寄ってはならない。移動に用いる車両	う。この

<ul><li>(9.1)国際分野の私立学</li></ul>	with a laboratory result indicating that COVID -	は、常に行動を記録できる装置を備えるものと	際、費用は
校、国際課程大学の教育機関	19 is not detected)	し、移動に係る経費は個人ないし機関が全て負担	本人または
の生徒及び学生、またこれら	・渡航者が王国に滞在する間、新型コロナウイルス感	する。	教育機関が
の両親もしくは保護者。	染症の治療費をカバーできる上限金額 10 万 US ドル以	4. 隔離中の症状について経過観察を行うため、	負担する。
	上の保険証書	追跡システムもしくはアプリケーションを使用す	
	<ul> <li>・渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイ</li> </ul>	る。	
	ドラインに沿っていることを示した証拠	5. 感染予防担当者が設定した施設において、次	
	・出入国地点から隔離施設への移動計画を示す証拠	の条件の下で隔離を行い、職員の指示に従って行	
	3. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼	動する。	
	吸器症状の確認及び検温を行う(Exit screening)。	・渡航14日前までに製薬会社が定める回数のワ	
		クチンの接種を終えた者は、出国元の政府が発行	
		する証明書を示し、7日以上の隔離とする。な	
		お、右ワクチンはタイ政府により承認を受けたも	
		の、または世界保健機関(WHO)が承認したも	
		の、ないしタイ保健省が定めるものに限る。	
		・ワクチン接種を受けていない、または製薬会社	
		が定める回数のワクチンの接種を終えていない者	
		は、10日以上の隔離とする。	
		・変異種(SARS-CoV2 virus mutations and	
		variants)が発見された国や地域からの入国者	
		は、14日以上の隔離とする。6.次の方針に従	
		い、RT-PCR 法による新型コロナウイルスの検査	
		を行う。	
		6. 次の方針に従い、RT-PCR 法による新型コロナ	
		ウイルスの検査を行う。	
		・7日以上の隔離を行う者は、隔離期間の5日目	
		から6日目に1度行う。	
		・10日以上の隔離を行う者は、隔離期間の3日	
		目から5日目の期間に1度目、9日目から10日	

または同様の任務を行う他の			
(9.3) 国境警備警察学校	(割愛)	(割愛)	(割愛)
		る新型コロナウイルス検査を行う。	
		6. 感染予防担当者の指示に従い、RT-PCR 法によ	
		びガイドラインに従うものでなければならない	
		の施設および隔離期間は、政府が設定する基準及	
		を行い、職員の指示に従って行動する。なお、そ	
		5. 感染予防担当者が設定した施設において隔離	
		ケーションを使用する。	
	吸器症状の検査及び検温を行う(Exit screening)。	政府の決定に従って追跡システムもしくはアプリ	
	3. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼	4. 隔離中の症状について経過観察を行うため、	
	への移動計画を示す証拠	担する。	
	・出入国地点から教育省及び内務省が定めた隔離施設	とし、移動に係る経費は個人ないし機関が全て負	
	ドラインに沿っていることを示した証拠	車両は、常に行動を記録できる装置を備えるもの	
	<ul> <li>・渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイ</li> </ul>	る場所にも立ち寄ってはならない。移動に用いる	
	ことを証明する書類	しては事前に計画した通りの経路を通り、いかな	
	ス感染症の治療費を含む医療費を支払うことができる	する教育機関が準備する車両を用いる。移動に際	
	織が、渡航者が王国に滞在する間、新型コロナウイル	3. 入国審査場から隔離施設までの移動は、所属	
しくは保護者は含まない。	・学生が所属する初等教育委員会もしくは他の国の組	を提出する。	
徒。ただし、これらの両親も	る。	2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類	
管である学校や教育機関の生	2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意す	screening) <sub>o</sub>	
務局または他の政府機関の所	日間以上避ける。	吸器症状の確認及び検温を行う(Entry	
(9.2) 基礎教育委員会事	1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を14	1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼	無し
		目の期間に行う。	
		目から7日目の期間、3度目を12日目から13日	
		度の検査を行う。1度目を入国時、2度目を6日	
		・14日以上の隔離を行う者は、隔離期間中に3	
		目の期間に2度目の検査を行う。	

所管学校の生徒。但し、これ			
らの両親もしくは保護者は含			
まない。			
(10)タイ国籍を保持しな	(割愛)	(割愛)	(割愛)
い者で、タイ国内で医療を受			
ける必要のある者および付き			
添いの者。ただし、これには			
新型コロナウイルスの治療は			
該当しない。特に、空路でタ			
イに入国し治療を受ける必要			
性がある者で、同行者数は3			
名を超えてはならず、14日			
間以上、同一の病院施設に滞			
在しなければならない。			
(11)タイ国籍を保持しな	1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を14	1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼	・到着国が
い者で、外国との特別な合意	日間以上避ける。	吸器症状の確認及び検温を行う(Entry	検査を課し
事項(special	2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する	$screening)_{\circ}$	ている場
arrangement)に則して王国	・入国可能であることを示す証明書(certificate of	2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類	合、RT-PCR
へ入国することが許可された	entry, COE)	を提出する。	法によって
者。	・渡航の 72 時間以内に RT-PCR 検査を行った上で発行	3. 隔離中の症状について経過観察を行うため、	新型コロナ
(11.1)経済活性化、ス	された、渡航者が新型コロナウイルスに感染していな	タイ当局が定める追跡システムもしくはアプリケ	ウイルスの
ポーツ、観光、教育またはそ	いことを示す医師による証明書 (Medical certificate	ーションを使用する。	検査を行
のほか活動のために許可を受	with a laboratory result indicating that COVID -	4. 感染予防担当者が設定した施設において、次	う。検査費
けた、ないしはタイ保健省が	19 is not detected)	の条件の下で隔離を行い、職員の指示に従って行	用は渡航者
定める個人または団体。	<ul> <li>・渡航者が王国に滞在する間、新型コロナウイルス感</li> </ul>	動する。	が負担す
	染症の治療費を含む医療費をカバーできる上限金額 10	・タイでの滞在期間が7日以下の場合、CCSA防	る。
	万 US ドル以上の保険証書	疫措置緩和小委員会またはタイ保健省が定める方	
	・渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイ	針に従い、7日以下の隔離とする。	

	ドラインに沿っていることを示した証拠	・渡航14日前までに製薬会社が定める回数のワ
	3. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼	クチンの接種を終えた者は、出国元の政府が発行
	吸器症状の確認及び検温を行う(Exit screening)。	する証明書を示し、7日以上の隔離とする。な
		お、右ワクチンはタイ政府により承認を受けたも
		の、または世界保健機関(WHO)が承認したも
		の、ないしタイ保健省が定めるものに限る。
		・ワクチン接種を受けていない、または製薬会社
		が定める回数のワクチンの接種を終えていない者
		は、10日以上の隔離とする。
		・変異種(SARS-CoV2 virus mutations and
		variants)が発見された国や地域からの入国者
		は、14日以上の隔離とする。
		5. 次の方針に従い、RT-PCR 法による新型コロナ
		ウイルスの検査を行う。
		・7 日未満の隔離を行う者は、業務を行うために
		隔離施設を出る前に1度行う。これにつき、CCSA
		防疫措置緩和小委員会もしくは保健省の定めた条
		件に従う。
		・7日以上の隔離を行う者は、隔離期間の5日目
		から6日目に1度行う。
		<ul> <li>・10日以上の隔離を行う者は、隔離期間の3日</li> </ul>
		目から5日目の期間に1度目、9日目から10日
		日の期間に2度目の検査を行う。
		・14日以上の隔離を行う者は、隔離期間中に3
		度の検査を行う。1度目を入国時、2度目を6日
		目から7日目の期間、3度目を12日目から13日
		目の期間に行う。
(11.2) CCSA 防疫措置	CCSA 防疫措置緩和小委員会の提案に基づく首相の判断	CCSA 防疫措置緩和小委員会の提案に基づく首相

緩和小委員会が首相に提案す	に則したものとする。	の判断に則したものとする。	
る個人または団体			

## 第2項 隔離施設に係る方針

(省略)

脚注:

1. 事業保険委員会からの保証を受けたタイ国内登録企業による保険証書を作成するよう支援・促進することが望ましい。

2. 例外事項対象の者または上記(2)の者に関し、首相または非常事態状況の解決の責任者は、本附表で定めている範囲を超えて適切な措置を定めることが出来る。

3. 上記(11.1)の個人または団体に関する措置は、附表に定める以外に、タイ保健省が別途措置を講ずる場合がある。

4. 渡航者の隔離に関し、防疫職員が検査をし、渡航者が呼吸器症状や発熱がある場合、またはRT-PCR法によって陽性と確認された場合、あるいは渡航者が隔離 措置もしくは観察措置を受けている期間に呼吸器症状や発熱がある場合、渡航者を当局が定める病院施設に移送せしめる。

5. 隔離期間の起算: 渡航者の入国時(出入国審査場においてタイ当局の管轄下に入った時点)

5.1 00時01分から18時00分の間に入国した場合、同日を隔離期間の第1日目(Day 1)とする。

5. 2 18時01分から00時00分の間に入国した場合、翌日を隔離期間の第1日目(Day 1)とする。

(以上)